

建築基準法施行令（天井落下・エスカレーター落下、釣合おもりの脱落防止等）の改正新旧及び平成 25 年 10 月 29 日付け官報掲載の昇降機等に 係る告示一覧

（※**朱書き**部分は、平成 26 年 2 月 5 日付、**青書き**部分は、平成 26 年 4 月 16 日付官報による
正誤を反映）

I 建築基準法施行令（天井落下・エスカレーター落下、釣合おもりの脱落防止等）の改正新旧 （関係部分の抜粋）・・・P2

II 【告示】

1. 国土交通省告示第 1046 号

地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件
・・・P6

2. 国土交通省告示第 1047 号

エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計
算の基準を定める件・・・P10

3. 国土交通省告示第 1048 号

地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法
を定める件・・・P11

4. 国土交通省告示第 1049 号

地震その他の震動によって遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定
める件・・・P12

5. 国土交通省告示第 1050 号

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上
支障がない構造方法を定める件・・・P13

6. 国土交通省告示第 1051 号

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上
支障がない構造方法を定める件・・・P14

7. 国土交通省告示第 1052 号

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全
上支障がない構造方法を定める件・・・P15

8. 国土交通省告示第 1053 号（平成 12 年建設省告示第 1413 号の改正）

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件
・・・P16

9. 国土交通省告示第 1054 号（平成 12 年建設省告示第 1414 号の改正）

エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外
に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件・・・P17

建築基準法施行令（天井落下・エスカレーター落下、釣合おもりの脱落防止等）の改正

（関係部分の抜粋）

公布：平成25年7月12日、施行：平成26年4月1日

新	旧
<p>第129条の2の4 法第20条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、第129条の6第一号、<u>第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>（エレベーターの構造上主要な部分）</p> <p>第129条の4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を<u>限界安全率</u>（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p><u>五 釣合おもりをを用いるエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて釣合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</u></p>	<p>第129条の2の4 法第20条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第129条の4及び第129条の5（これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、第129条の6第一号並びに第129条の8第1項の規定（第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあつては、第129条の6第一号の規定を除く。）に適合すること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（エレベーターの構造上主要な部分）</p> <p>第129条の4</p> <p>2 （略）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができる部分について、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を国土交通大臣が定めた限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらすような損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>

六 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

七 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(適用の除外)

第129条の11 第129条の7第四号、第129条の8第2項第二号又は前条第3項第一号から第三号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第129条の12 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

一 (略)

二 勾配は、三十度以下とすること。

三～四 (略)

五 踏段の定格速度は、**50**メートル以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣が定める毎分の速度以下とすること。

六 地震その他の震動によつて脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第129条の4（第3項第五号から第七号までを除く。）及び第129条の5第1項の規定を準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

3～5 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第136条の2の11 (略)

五 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(適用の除外)

第129条の11 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第129条の7第四号並びに第129条の8第2項第二号、前条第3項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第129条の12 エスカレーターは、次に定める構造としなければならない。

一 (略)

二 勾配は、三十度以下とすること。

三～四 (略)

五 踏段の定格速度は、**50**メートル以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣が定める毎分の速度以下とすること。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第129条の4（第3項第五号を除く。）及び第129条の5第1項の規定を準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

3～5 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第136条の2の11 (略)

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

表 (1) ~ (7) 略

	建築物の部分	一連の規定
(8)	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第129条の3、第129条の4（ <u>第3項第七号</u> を除く。）、第129条の5、第129条の6、第129条の8、第129条の10、第129条の11並びに第129条の13の3第6項から第11項まで及び第12項（国土交通大臣が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定
(9)	エスカレーター	イ 法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第129条の3及び第129条の12（ <u>第1項第一号及び第六号</u> を除く。）の規定

(10) 略

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第143条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第139条第1項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第39条第四項、第41条、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。

4 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののほか、第36条の3から第38条まで、第39条第1項及び第2項、第39条まで、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

(型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定)

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

表 (1) ~ (7) 略

	建築物の部分	一連の規定
(8)	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第129条の3、第129条の4（ <u>第3項第五号</u> を除く。）、第129条の5、第129条の6、第129条の8、第129条の10、第129条の11並びに第129条の13の3第6項から第11項まで及び第12項（国土交通大臣が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定
(9)	エスカレーター	イ 法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第129条の3及び第129条の12（ <u>第1項第一号</u> を除く。）の規定

(10) 略

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第143条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第139条第1項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第36条、第36条の2、第41条、第49条並びに第80条において準用する第72条及び第74条から第76条までの規定を除く。）を準用する。

4 第1項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第2項に規定するもののほか、第36条の3から第39条まで、第3章第5節、第6節及び第6節の2並びに第80条の2の規定を準用する。

(型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定)

第144条の2 法第88条第1項において準用する法第68条の10第1項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第88条第1項において準用する法第68条の10第1項に規定する政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限る。）とする。

	工作物の部分	一連の規定
(1)	乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第143条第2項（第129条の3、第129条の4（ <u>第3項第七号</u> を除く。）、第129条の5、第129条の6、第129条の8及び第129条の10の規定の準用に関する部分に限る。）の規定
(2)	エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第143条第2項（第129条の3及び第129条の12（ <u>第1項第一号及び第六号</u> を除く。）の規定の準用に関する部分に限る。）の規定
(3)	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 前条第1項（同項第一号イ及び第六号にあつては、国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

第144条の2 法第88条第1項において準用する法第68条の10第1項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第88条第1項において準用する法第68条の10第1項に規定する政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限る。）とする。

	工作物の部分	一連の規定
(1)	乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第143条第2項（第129条の3、第129条の4（ <u>第3項第五号</u> を除く。）、第129条の5、第129条の6、第129条の8及び第129条の10の規定の準用に関する部分に限る。）の規定
(2)	エスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス又ははりを支える部分以外のもの	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 第143条第2項（第129条の3及び第129条の12（ <u>第1項第一号</u> を除く。）の規定の準用に関する部分に限る。）の規定
(3)	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分	イ 法第88条第1項において準用する法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定 ロ 前条第1項（同項第一号イ及び第六号にあつては、国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1046号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第1項第六号の規定に基づき、地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の12第1項第六号に規定する地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法は、エスカレーターが床又は地盤に自立する構造である場合その他地震その他の震動によって脱落するおそれがないことが明らかである場合を除き、次のいずれかに定めるものとする。

第一 次に定める構造方法とすること。

- 一 一の建築物に設けるものとする。
- 二 エスカレーターのトラス又ははり（以下「トラス等」という。）を支持する構造は、トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはりその他の堅固な部分（以下「建築物のはり等」という。）に固定し、その他端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「一端固定状態」という。）で設置したもの又はトラス等の両端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「両端非固定状態」という。）で設置したものであること。
- 三 トラス等がしゅう動する状態で設置する部分（以下「非固定部分」という。）において、エスカレーターの水平投影の長辺方向（以下単に「長辺方向」という。）について、トラス等の一端の支持部材を設置した建築物のはり等とその他端の支持部材を設置した建築物のはり等との相互間の距離（以下単に「建築物のはり等の相互間の距離」という。）が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下この号において「かかり代長さ」という。）が、次のイ又はロに掲げる場合に応じてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

イ 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(一)	$C > \sum \gamma \cdot H$ の場合	$B \geq \sum \gamma \cdot H + 20$
(二)	$C \leq \sum \gamma \cdot H$ の場合	$B \geq 2 \sum \gamma \cdot H - C + 20$
<p>一 この表において、C、γ、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>C：非固定部分における建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長辺方向に短くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「隙間」という。）（単位 mm）</p> <p>γ：エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角</p> <p>H：エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）</p> <p>B：かかり代長さ（単位 mm）</p> <p>二 （二）項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験によって確かめた場合に限る。</p>		

ロ 両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
(一)	$C + D > \sum \gamma \cdot H$ の場合	$B \geq \sum \gamma \cdot H + D + 20$
(二)	$C + D \leq \sum \gamma \cdot H$ の場合	$B \geq 2 \sum \gamma \cdot H - C + 20$
<p>一 この表において、C、D、γ、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>C：計算しようとする一端の隙間（単位 mm）</p> <p>D：他端の隙間（単位 mm）</p> <p>γ：エスカレーターの上端と下端の間の各階の長辺方向の設計用層間変形角</p> <p>H：エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）</p> <p>B：かかり代長さ（単位 mm）</p>		

二 (二) 項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験によって確かめた場合に限る。

- 四 非固定部分は、エスカレーターの水平投影の短辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等に衝突しないようにすること。
- 五 前二号及び第二第四号の設計用層間変形角は次のいずれかによるものとする。
- イ 令第82条の2の規定によって算出した長辺方向の層間変位の各階の高さに対する割合の5倍（その数値が1/100に満たない場合にあつては、1/100）以上とすること。
 - ロ 地震力の大部分を筋かいで負担する鉄骨造の建築物であつて、平成19年国土交通省告示第593号第一号イ又はロで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあつては、1/100以上とすること。
 - ハ 鉄筋コンクリート造の建築物であつて、平成19年国土交通省告示第593号第二号イで規定する建築物に該当するものに設けられたエスカレーターにあつては、1/100以上とすること。
 - ニ 特別な調査又は研究の結果に基づき地震時における長辺方向の設計用層間変形角を算出することができる場合においては、当該算出した値（その数値が1/100に満たない場合にあつては、1/100）以上とすること。
 - ホ 1/24以上とすること。
- 六 トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはり等に固定する部分（以下「固定部分」という。）は、次の式の地震力による水平荷重が加わつた場合又は第三号イの表の（二）項の場合に、安全上支障となる変形を生じないものであること。

$$S = Z K_h (G + P) + \mu (1 + Z K_v) \cdot R$$

この式において、S、Z、 K_h 、G、P、 μ 、 K_v 及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 地震力により固定部分にかかる水平荷重（単位 N）

Z 令第88条第1項に規定するZの数値

K_h 次の表の固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度の欄に掲げる数値（特別な調査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値）

G エスカレーターの固定荷重（単位 N）

P 令第129条の12第3項に規定するエスカレーターの積載荷重（エスカレーターの積載荷重は地震その他の震動によって人又は物から踏段に作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値）（単位 N）

μ 非固定部分の支持部材と建築物のはり等との摩擦係数

K_v 次の表の非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値（特別な調査又は研究の結果に基づき定めた場合は、その数値）

R エスカレーターの固定荷重及び積載荷重により、非固定部分の建築物のはり等に作用する鉛直荷重（単位 N）

固定部分又は非固定部分を設ける場所	固定部分を設ける場所における設計用水平標準震度	非固定部分を設ける場所における設計用鉛直標準震度
地階及び1階	0.4	0.2
中間階	0.6	0.3
上層階及び屋上	1.0	0.5

この表において、上層階とは、地階を除く階数が2以上6以下の建築物にあつては最上階、地階を除く階数が7以上9以下の建築物にあつては最上階及びその直下階、地階を除く階数が10以上12以下の建築物にあつては最上階及び最上階から数えた階数が3以内の階、地階を除く階数が13以上の建築物にあつては最上階及び最上階から数えた階数が4以内の階をいい、中間階とは、地階、一階及び上層階を除く階をいうものとする。

- 2 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前項第一号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二 次に定める構造方法とすること。

- 一 第一第1項第一号、第二号、第四号及び第六号並びに第2項の規定に適合すること。
- 二 第一第1項第三号に適合すること。この場合において、同号に掲げる表のかかり代長さの欄に掲げる設計用層間変形角は、1/100以上とすること。
- 三 非固定部分の支持部材が建築物のはり等から外れた場合に、エスカレーターが落下しないよう支持する措置（以下「脱落防止措置」という。）を講ずること。
- 四 脱落防止措置に用いる支持部材（以下単に「脱落防止措置の支持部材」という。）は、次に定めるものとする。
 - イ 釣合い良く配置すること。
 - ロ エスカレーターの固定荷重及び積載荷重を支持する強度を有することが確かめられたものとする。
 - ハ 長辺方向の設計用層間変形角における層間変位が生じた場合に支持できるものとする。この場合において、トラス等が長辺方向にしゅう動する状態でトラス等の支持部材を脱落防止措置の支持部材の上に設置するときは、建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「脱落防止措置のかかり代長さ」という。）が、次の場合に応じてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

(1) 一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	脱落防止措置のかかり代長さ
(一)	$C > \sum \gamma \cdot H$ の場合	$B \geq \sum \gamma_k \cdot H_k + 20$
(二)	$C \leq \sum \gamma \cdot H$ の場合	$B \geq \sum \gamma_k \cdot H_k + \sum \gamma \cdot H - C + 20$

一 この表において、 C 、 γ 、 H 、 B 、 γ_k 及び H_k は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C ：エスカレーターの端部の隙間（単位 mm）
 γ ：エスカレーターの上端と下端の間の各階の**長辺方向**の設計用層間変形角
 H ：エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）
 B ：脱落防止措置のかかり代長さ（単位 mm）
 γ_k ：脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の**長辺方向**の設計用層間変形角
 H_k ：脱落防止措置が設けられた部分から固定部分までの間の各階の揚程（単位 mm）

二 (二) 項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験によって確かめた場合に限る。

(2) 両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	脱落防止措置のかかり代長さ	
(一)	$C + D > \sum \gamma \cdot H$ の場合	上端側	$B \geq \sum \gamma_{k1} \cdot H_{k1} + C + 20$
		下端側	$B \geq \sum \gamma_{k2} \cdot H_{k2} + D + 20$
(二)	$C + D \leq \sum \gamma \cdot H$ の場合	上端側	$B \geq \sum \gamma_{k1} \cdot H_{k1} + \sum \gamma \cdot H - D + 20$
		下端側	$B \geq \sum \gamma_{k2} \cdot H_{k2} + \sum \gamma \cdot H - C + 20$

一 この表において、 C 、 D 、 γ 、 H 、 B 、 γ_{k1} 、 H_{k1} 、 γ_{k2} 及び H_{k2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C ：エスカレーターの上端の隙間（単位 mm）
 D ：エスカレーターの下端の隙間（単位 mm）
 γ ：エスカレーターの上端と下端の間の各階の**長辺方向**の設計用層間変形角
 H ：エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位 mm）
 B ：脱落防止措置のかかり代長さ（単位 mm）
 γ_{k1} ：脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の**長辺方向**の設計用層間変形角
 H_{k1} ：脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの上端までの間の各階の揚程（単位 mm）

γ_{k2} : 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の**長辺方向**の設計用層間変形角

H_{k2} : 脱落防止措置が設けられた部分からエスカレーターの下端までの間の各階の揚程 (単位 mm)

- 二 (二) 項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験によって確かめた場合に限る。

附則 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1047号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の4第3項第六号の規定に基づき、エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の4第3項第六号に規定するエレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 令第129条の5第1項に規定する固定荷重及び同条第2項に規定する積載荷重並びに次号に規定する地震力によって、主要な支持部分（令第129条の4第1項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）に生ずる力を計算すること。
- 二 前号の主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$G+P+K$

この式において、 G 及び P は、それぞれ令第129条の5第1項に規定する固定荷重及び同条第2項に規定する積載荷重によって生ずる力を、 K は、次の力を表すものとする。この場合において、固定荷重及び積載荷重のうち昇降する部分の荷重にあつては、当該荷重に1.3を乗じたものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に昇降する部分に生ずる加速度を考慮した数値を定める場合にあつては、この限りでない。

K 地震力によって生ずる力

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$P=k w$

この式において、 P 、 k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 N ）

k 令第88条第1項に規定する Z の数値に、次の表の階又は屋上の欄の区分に応じて、それぞれ同表の設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

階又は屋上	設計用水平標準震度	設計用鉛直標準震度
地階及び1階	0.4	0.2
その他の階及び屋上	0.6	0.3

w エレベーターの固定荷重と積載荷重との和（積載荷重にあつては、地震その他の震動によって人又は物からかごに作用する力の影響に基づいた数値を算出した場合は、その数値）（単位 N ）

- 三 第一号の主要な支持部分ごとに前号の規定によって計算した各短期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを平成12年建設省告示第1414号に規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

附則 この告示は、平成26年4月1日から施行する

地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1048号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の4第3項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の4第3項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。ただし、実験により釣合おもりが第二号に規定する地震力によって脱落しないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 釣合おもりは、釣合おもりの枠（たて枠、上下の枠その他の釣合おもり片の脱落を防止する部材をいい、これらの接合部を含む。以下同じ。）及び釣合おもり片により構成されること。
- 二 次に定めるところにより構造計算を行うこと。
 - イ 固定荷重及び口に規定する地震力によって、釣合おもりの枠に生ずる力を計算すること。
 - ロ 釣合おもりの枠の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$G+K$

この式において、 G は釣合おもりの固定荷重に1.3（特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に釣合おもりに生ずる加速度を考慮した数値を定めた場合は、その数値）を乗じたものによって生ずる力を、 K は地震力によって生ずる力を表すものとする。

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$P=k w$

この式において、 P 、 k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 N ）

k 令第88条第1項に規定する Z の数値に、次に掲げる設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

設計用水平標準震度 0.6

設計用鉛直標準震度 0.3

w 釣合おもりの固定荷重（単位 N ）

- ハ 釣合おもりの枠の部分ごとにロの規定によって計算した各短期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、釣合おもりの枠に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあっては、当該材料の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度とすることができる。
- 三 釣合おもりのたて枠は、釣合おもり片及び釣合おもりの上下の枠を全て貫通するボルトによるボルト接合その他のたわみ（前号に規定する地震力によって釣合おもりのたて枠に生ずると想定されるたわみをいう。以下同じ。）によって釣合おもり片が脱落するおそれがない措置を講ずる場合を除き、釣合おもり片と接する部分のたわみの方向の長さが、たわみよりも10mm以上長いものとする。この場合において、特別な調査又は研究の結果に基づき接合部の剛性及び耐力に関する性能を確かめた場合を除き、たて枠及び上下の枠の接合部をピンによる接合とみなして構造計算を行うこと。

附則 この告示は、平成26年4月1日から施行する

地震その他の震動によって遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1049号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条第2項において準用する同令第129条の4第3項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によって遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条第2項において準用する令第129条の4第3項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によって遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。ただし、実験により釣合おもりが第二号に規定する地震力によって脱落しないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 釣合おもりは、釣合おもりの枠（たて枠、上下の枠その他の釣合おもり片の脱落を防止する部材をいい、これらの接合部を含む。以下同じ。）及び釣合おもり片により構成されること。
- 二 次に定めるところにより構造計算を行うこと。
 - イ 固定荷重及び口に規定する地震力によって、釣合おもりの枠に生ずる力を計算すること。
 - ロ 釣合おもりの枠の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$G+K$

この式において、 G は釣合おもりの固定荷重に1.3（特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に釣合おもりに生ずる加速度を考慮した数値を定めた場合は、その数値）を乗じたものによって生ずる力を、 K は地震力によって生ずる力を表すものとする。

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$P=k w$

この式において、 P 、 k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 N ）

k 令第88条第1項に規定する Z の数値に、次に掲げる設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

設計用水平標準震度 0.6

設計用鉛直標準震度 0.3

w 釣合おもりの固定荷重（単位 N ）

- ハ 釣合おもりの枠の部分ごとにロの規定によって計算した各短期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、釣合おもりの枠に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度とすることができる。
- 三 釣合おもりのたて枠は、釣合おもり片及び釣合おもりの上下の枠を全て貫通するボルトによるボルト接合その他のたわみ（前号に規定する地震力によって、釣合おもりのたて枠に生ずると想定されるたわみをいう。以下同じ。）によって釣合おもり片が脱落するおそれがない措置を講ずる場合を除き、釣合おもり片と接する部分のたわみの方向の長さが、たわみよりも10mm以上長いものとする。この場合において、特別な調査又は研究の結果に基づき接合部の剛性及び耐力に関する性能を確かめた場合を除き、たて枠及び上下の枠の接合部をピンによる接合とみなして構造計算を行うこと。

附則 この告示は、平成26年4月1日から施行する

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1050号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、同令第129条の7第四号の規定を適用しないことにつき昇降路について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 一 昇降路又はかごの出入口の戸が下げ戸又は上下戸である場合であって、戸が開いた状態において、下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあつては、昇降路出入口の床先とかごの床先との水平距離から当該下げ戸の上端の部分の厚さ及び当該下げ戸と出入口枠のすき間（2枚以上の下げ戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路又はかごの出入口の戸である場合であつて、戸が開いた状態において、すべての下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあつては、当該重なり合う下げ戸のすき間を含む。）を除いた長さが4 cm以下であること。
- 二 人又は物による衝撃により、安全上の支障となる損傷が生じない平板状の鋼板その他これに類するものを出入口の床先とかごの床先の間にはけるものであること。

附則 この告示は、平成26年4月1日から施行する

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1051号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、同令第129条の8第2項第二号の規定を適用しないことにつき制御器について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものであること。
- 二 かごが停止していない階においては、かごを操作できないものであること。
- 三 かごの戸及びかごが停止している階の昇降路の戸が閉じていなければ昇降の操作ができないものであること。
- 四 かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附則 この告示は、平成26年4月1日から施行する

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件

平成25年10月29日国土交通省告示第1052号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の11の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を次のように定める。

第一 令第129条の10第3項第一号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤（かごの昇降の操作を行う装置並びにかご及び昇降路の出入口の戸を閉じる装置に限る。以下同じ。）を設置するものであること。
- 二 かご内に人が出入りすることのできないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

第二 令第129条の10第3項第二号及び第三号の規定を適用しないことにつき安全装置について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物を運搬する昇降機で、かご内から人が操作できない位置に操作盤を設置するものであること。
- 二 かご内に人が乗り昇降できないものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所、昇降路の出入口の戸の近くの見やすい場所及び操作盤の近くの見やすい場所に掲示すること。

附則 この告示は、平成26年4月1日から施行する

平成 12 年建設省告示第 1413 号の改正

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

改正：平成25年10月29日国土交通省告示第1053号

新	旧
<p>第2 令第129条の3第2項第二号に掲げる規定を適用しない<u>特殊な構造又は使用形態</u>のエスカレーターは、次の各号に掲げるエスカレーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。</p> <p>一 勾(こう)配が30度を超えるエスカレーター 令第129条の12第1項第一号、第三号、<u>第四号及び第六号</u>の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イ 勾(こう)配は、35度以下としていること。</p> <p>ロ 踏段の定格速度は、30m以下としていること。</p> <p>ハ 揚程は、6m以下としていること。</p> <p>ニ 踏段の奥行きは、35cm以上としていること。</p> <p>ホ 昇降口においては、2段以上の踏段のそれぞれの踏段と踏段の段差(踏段の勾(こう)配を15度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。)を4mm以下としていること。</p> <p>ヘ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーターでないこと。</p> <p>二 踏段の幅が1.1mを超えるエスカレーター 令第129条の12第1項第一号、第三号、<u>第五号及び第六号</u>の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イ 勾(こう)配は、4度以下としていること。</p> <p>ロ 踏段と踏段の段差は、4mm以下としていること。</p> <p>ハ 踏段の幅は、1.6m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm以下としていること。</p> <p>三 速度が途中で変化するエスカレーター <u>令第129条の12第1項第六号の規定によるほか、次に定める構造</u>であること。</p> <p>イ ~ リ(略)</p>	<p>第2 令第129条の3第2項第二号に掲げる規定を適用しない<u>特殊な構造又は使用形態の特殊な構造又は使用形態</u>のエスカレーターは、次の各号に掲げるエスカレーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。</p> <p>一 勾(こう)配が30度を超えるエスカレーター 令第129条の12第1項第一号、第三号<u>及び第四号</u>の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イ 勾(こう)配は、35度以下としていること。</p> <p>ロ 踏段の定格速度は、30m以下としていること。</p> <p>ハ 揚程は、6m以下としていること。</p> <p>ニ 踏段の奥行きは、35cm以上としていること。</p> <p>ホ 昇降口においては、2段以上の踏段のそれぞれの踏段と踏段の段差(踏段の勾(こう)配を15度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。)を4mm以下としていること。</p> <p>ヘ 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーターでないこと。</p> <p>二 踏段の幅が1.1mを超えるエスカレーター 令第129条の12第1項第一号、第三号<u>及び第五号</u>の規定によるほか、次に定める構造であること。</p> <p>イ 勾(こう)配は、4以下としていること。</p> <p>ロ 踏段と踏段の段差は、4mm以下としていること。</p> <p>ハ 踏段の幅は、1.6m以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、25cm以下としていること。</p> <p>三 速度が途中で変化するエスカレーター <u>次に定める構造</u>であること。</p> <p>イ ~ リ(略)</p>

附則 この告示は平成 26 年 4 月 1 日から施行する

平成 12 年建設省告示第 1414 号の改正

エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件

改正：平成25年10月29日国土交通省告示第1054号

新	旧
<p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の4第1項第二号、第2項及び第3項第七号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 <u>令第129条の4第3項第七号</u>に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によって、主要な支持部分（<u>令第129条の4第1項に規定する主要な支持部分をいう。</u>）に生ずる力を計算すること。</p> <p>二 <u>主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。</u></p> $G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$ <p style="margin-left: 2em;">この式において、Wは、令第87条に規定する風圧力によって生ずる力を、G_1、α_1、G_2及びPは、令第129条の4第2項の表に規定するものとする。</p> <p>三 前号の規定によって計算した各応力度が、令第3章第8節第3款の規定による<u>短期に生ずる力</u>に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。<u>この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを第一から第四までに規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。</u></p>	<p>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の4第1項第二号、第2項及び第3項第五号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 <u>令第129条の4第3項第五号</u>に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によって、主要な支持部分に生ずる力を計算すること。</p> <p>二 <u>主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。</u></p> $\sigma = G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$ <p style="margin-left: 2em;">この式において、σ及びWは、それぞれ次の力（<u>軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。</u>）を、G_1、α_1、G_2及びPは、<u>令第129条の4第2項の表に規定する数値を表すものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>σ 応力度</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>W 令第87条に規定する風圧力によって生ずる力</u></p> <p>三 前号の規定によって計算した各応力度が、令第3章第8節第3款の規定による<u>短期に生ずる各力</u>に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。</p>

附則 この告示は平成 26 年 4 月 1 日から施行する